膜材料等・膜構造建築物の技術審査手数料

R4.12. 改訂

			* ::::=
区分	税抜審査金額	同左税込金額	(法定評価金額)
膜材料等に係る審査	300 千円	330千円	(330 千円)
膜構造建築物に係る審査			
500㎡以内	300 千円	330千円	(510 千円)
1,000㎡以内	380	418	
2, 000㎡以内	460	506	
3,000㎡以内	540	594	(820)
4, 000㎡以内	620	682	
6,000㎡以内	700	770	
8,000㎡以内	780	858	
10,000㎡以内	860	946	(1, 230)
20,000㎡以内	940	1, 034	
30, 000㎡以内	1, 020	1, 122	
50, 000㎡以内	1, 100	1, 210	(1, 530)
50, 000㎡超	1, 500	1, 650	(2, 050)

- 1. 既定の鋼材を使用するものを想定しています。木造、アルミ等の骨組みで別途審査員を補強する必要がある場合は100千円+税が付加されます。
- 2. 開閉装置付きの場合は100千円+税が付加されます。
- 3. この技術審査は行政庁等の判断の参考意見として示すものです。仮に技術審査に瑕疵があり依頼主等に損害が発生した場合であっても、技術審査手数料相当額を超える賠償の責に任じません。
- 4. (法定評価金額)は、参考として建築基準法における性能評価手数料を示したものです。
- 5. 段階別審査の場合の審査金額は、所要実費に事務局経費を加えた額とし、全体計画の 審査が行われた時点で、既収の費用は上記の所定の手数料の一部と見なします。